

[平成30年第 2回定例会－06月22日-03号]

◆13番（戸田久和議員）

件名3、宮本市政開始直後に双葉給食が賃金未払い発覚で追放の大事件があったのに、議会にも市民にも隠されてきたことについて。これも文教こども常任委員会での質問で詳細に一律協議を行い、教委に十分な反省をさせたのですが、市全体の問題として質問します。

1、上野口小の中央給食調理業者の双葉給食の会社概要と、当社が起こした門真市で前代未聞の賃金未払い犯罪の2016年9月発覚以降、月ごとの進展と結果を回答されたい。

2、この事件の発覚と処理は、2016年秋の宮本市長体制開始早々のことで、随時市の法律担当部署と相談し、市長決裁で業者変更したのに、未払い犯罪発覚後1年8カ月も議会に報告せずにきたことを市長部局としても、議会答弁で謝罪すべきと思うが、どうか。

3、今後は門真市と契約して、市の業務や工事を行う業者に違法行為が発覚した場合は、すぐに議員に伝え、会社名を公表して、厳しい対処、対応をすることを議会で明言すべきと思うが、どうか。

4、園部市長当時の2016年3月議会本会議で、私がモラルのよい業者が有利になる選定方法の工夫を質問し、市当局が前向きな答弁をしたのだが、宮本市政になってからは、教委も市長部局も意識が低くなってると思えるが、どうか。

5、この未払い事件を私も共産党も市職労も知らなかったと反省的立場で、私が詳しく質問した6.14文教こども常任委員会の翌日に、共産党の亀井議員が福田議員もいる前私に対して、共産党は未払い事件を知っていた。だから戸田は発言間違いを訂正せよ。まあ、とんでもなく恥知らずないちゃもんをつけてきました。すぐに教委に調べてもらったところ、亀井議員は2017年3月の双葉倒産で全てが終わった後に、初めて知っただけで、しかも教委が議員に事件を伝えないできたことへの問題意識が何も示さなかったことなどが判明しました。

そこで改めて聞きますが、2017年3月の双葉給食倒産以降、亀井議員や他の共産党議員が、双葉給食賃金未払い事件について、市や市教委が議会に報告しなかったことについて、市や市教委に抗議したことはあるか。事件そのものを議会で追及したことがあるか。制度の改善を具体的に提起したことがあるか。また文教こども常任委員会答弁で2017年度から給食業者の入札に関する改善がされたことが明らかにされたが、この改善は共産党議員とかは全く関係がないはずだが、どうか。

以上、よろしくお願ひします。

◎大兼伸央 総務部長 戸田議員御質問のうち、一部につきまして私より御答弁申し上げます。

宮本市政開始直後に、双葉給食が賃金未払い発覚で追放の大事件があったのに、議会にも市民にも隠されてきたことについてであります。

まず、市長決裁で業者変更したのに、議会に全く知らせずにきたことを市長部局としても

議会で謝罪すべきことについてであります。議員への情報提供につきましては、事業を実施している担当課が判断するものと考えておりますが、教育総務課から相談を受けた時点においては、相談内容を解決することを最優先に考えていたことから、教育総務課に対して、議会への報告までは確認いたしておりませんでした。このことにつきましては、今後は、他課から相談を受けた場合には、内容に応じて議会への報告を確認してまいりたいと考えております。

次に、市業務遂行の業者に違法行為が発覚すれば、すぐに議員に伝え、会社名公表して厳しい対処、対応をすべきことについてであります。2014（平成26）年5月に職員に対し、議員に対する情報提供についての中で、議員の職務上の必要性に鑑みて、積極的な情報提供を行うと周知をいたしていることから、今後につきましては、他課からの相談等がありましたら、議会への報告につきましても、あわせて確認するよう対応いたします。

また、門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱に基づく、入札参加停止の措置要件に該当する場合には、速やかに入札参加停止措置を行い、市ホームページに掲載し、会社名の公表を行っております。

加えて、一般競争入札の参加資格に地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者と示し、入札参加停止の解除後も改善されていない場合には、一定期間は入札に参加させておりません。

次に宮本市政になってからは、教委も市長部局も意識が低くなっていると思えることについてであります。本市が実施している契約事務については、適正に事務執行が行えるよう、総務課が作成したマニュアルを公開いたしており、また毎年契約に関する職員研修も実施し、適正な契約事務が実施できるようにしております。

今後におきましては、よりモラルのよい業者と契約ができる方法について調査研究を行い、適切な事業運営に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

◎満永誠一 教育部長 戸田議員の御質問のうち、一部につきまして私より御答弁申し上げます。

双葉給食株式会社の会社概要についてであります。

本社所在地は、大阪府高槻市下田部町2の41の14、資本金は3000万円で、社員数は2014（平成26）年12月1日時点で、正社員132名、正社員以外が268名。主な業務内容は、学校給食調理業務、官公庁施設内食堂運営業務等であります。

次に、2016（平成28）年9月発覚以降、月ごとの進展と結果についてであります。文教こども常任委員会でも御答弁申し上げたことを踏まえまして、申し上げますと、2016（平成28）年9月27日には、上野口小学校校長から連絡があり、現場調理員から給与の未払いがあり、やめたいとの相談があったとの報告を受け、早急に事実確認を行うため、教育総務課職員が同日、学校にて直接現場の調理員に聞き取りを行ったところ、主任は6カ月、副主任は1カ月半、パートは今月分が未入金ということがわかったもので、これを受け

法務監察課へ未払い是正方法等について相談し、同月29日に教育総務課より双葉給食株式会社に事実確認等を行うため、10月4日に面談を行うこととしました。

また、2016（平成28）年9月15日には箕面市から双葉給食の現場での給料の未払いが発生しており、もう2回目なので市として調査を始めたが、門真市で未払いが起きていないかとの連絡があったため、本市の状況を伝えました。さらに守口市にも確認したところ、今のところ守口市へ未払いの話は出てきていないが、欠員は慢性的に出ており、市に何の連絡もなかったため注意、指導したということでありました。

2016（平成28）年10月4日には、双葉給食担当部長が来庁し、キャッシュ・フローの関係で若干入金のおくれがあった。10月以降は影響が出ないように進める、とのことでしたので、教育委員会といたしましては、今後の対応を同月7日までに示すように伝えましたが、報告書には個人への遅延に関しては、明記されていなかったため、記載するよう指導してありました。

また、法務監察課とは改善が見られない場合の入札参加停止の可能性や、労働基準監督署への通報、ナフスの連帯保証について検討を行ってありました。10月13日には、上野口小現場調理員より依然として未払い解消されていない、との連絡を受け、双葉給食に来庁を求め、同月19日に双葉給食担当部長から聞き取りを行ったところ、他市の給与遅滞の件で茨木労働基準監督署が来て、遅滞のある本人の了承を得て、計画的に支払いをしていくように、との話があったとのことで、本市といたしましても、契約に関する監督責任があるため、今後どのようなスケジュールで支払うか、労基署に提出する同じ内容の計画を10月28日までに提出するよう求めましたが、同月26日に上野口小現場調理員より、10月給料日についてもパートを含め全員に入金されていない旨の連絡が入り、同月31日には法務監察課との打ち合わせを行い、28日に受け取った報告書のスケジュールどおりにおくれがないかを注視し、遅滞があれば労基法関係での契約違反となるため、早急に対応を求めることで一致しました。

11月22日には、双葉給食の部長が来庁し、支払いスケジュールを守ることに、このような大事な案件については、現場調理員に会いに行き直接話をするよう指示いたしましたが、同月25日、一部給与未払いがあり、調理員が翌週より出勤したくない。との連絡があり、双葉給食と調理員との間で何度もやりとりを重ね、11月30日には、双葉給食が給与の支払いを行う条件で、調理員が出勤することとなりました。

同月28日には、市の顧問弁護士に連帯保証人に業務移行することについて法律相談を行い、三者で合意書を結ぶこととし、同月29日には調理員全員から他社への雇用継続を希望する意向を聞き取りました。12月6日には、双葉給食株式会社社長が来庁し、不採算事業所の整理によってキャッシュ・フローが大幅に改善してきており、今後は必ずスケジュールどおり支払う、万が一支払わなければ、翌日からでもナフスにかわれるよう、ナフスの社長とも話している。このまま業務を続けたいとのことでしたが、教育委員会といたしましては口頭で聞いたところで判断はできない。

また、社長がそう言ったところで、現場の調理員が納得して業務を続けてくれるのかわからない。こちらとしては早急にナフスに移行したほうがよいと考えている。ひとまず、キャッシュ・フローの改善や、円滑な移行手続の方法を記載した書面を12月9日までに提出するとともに、調理員に会って話をし、誠実に対応して現場調理員から承諾を得て、12月9日までにこちらへ連絡することを求めましたが、同月9日に双葉給食から教育委員会に何も連絡がなく、同月12日、双葉給食担当部長へ連絡したところ、まだ何も対応できていないとの返答があり、教育委員会としてはこれ以上対応を引き延ばせないと伝え、連帯保証会社に業務移行してもらうことを決意し、同月21日には合意書を作成の上、市長決裁を得て2017（平成29）年1月11日からナフスによる給食調理業務が開始されました。

次に、2016（平成28）年3月議会本会議での、戸田議員に対する答弁を踏まえた業者選定に対する意識の低下につきましては、教育委員会といたしましては、契約事務が適正に執行されるよう、市長部局からの研修受講やマニュアルの周知徹底を図っているところであります。

次に、双葉給食賃金未払いの件については、2017（平成29）年3月末に日本共産党の亀井議員より双葉給食が倒産したということをネットニュースで知り、双葉給食は門真の学校給食の委託を受けていると思うが大丈夫か、という問い合わせがあり、教育委員会として経緯の説明を行い、亀井議員からは調理員のことをしっかり守ってあげてほしいという要望がありました。また、双葉給食賃金未払いの件についての議会での追及はございました。

次に、速やかな議会への報告や違法業者の会社名公表や厳しい処分など、制度の改善を具体的に提起したことがあるかにつきましては、亀井議員からは他の会社でもこんなことが起きないように、子どもたちのために教育委員会はしっかりやってくださいと言われてました。

最後に、2017年（平成29）年度から給食業者の入札に関する改善がされた件につきましては、市顧問弁護士の助言等も踏まえて、教育委員会として行ったものでありますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

◆13番（戸田久和議員） この事件は3月末に、ある市民から全く偶然に聞かされて、戸田さんこんなの知らないのと言われて、本当に恥ずかしい思いになって、取り上げたものがあります。これを2017年当時に知っていながら、議会追及を全くしないという感覚の議員が、ましてや共産党におるとは本当に想像を絶しますね。当時そんな議員には、けしからんじゃないかと言ってないから、これでいいんだと議員に情報を隠すことを背中を押したようなもんですよ。これが共産党議員団全体でこういう認識であったのか、否かそれはわかりません。門真市共産党議員団はここ2年以上、戸田議員からどんな質問があっても、絶対に何も回答しませんというとんでもない対応をとってますからね。不祥事があったときにはチェックできないわけです。